

全教職員向け

わいせつ事案の根絶を！

令和元年度の懲戒処分5件中4件がわいせつ事案

学校現場にはこんな特性があります

一人一人に寄り添い、個別に悩みの相談を受ける
児童生徒にとって教職員は頼りになる存在である

立場上、教職員には優位性がある

児童生徒と関わる場面で、他の人の目が入りにくい

- 感情移入してしまう場面も起こり得る
- 児童生徒が異性の教職員に好意を寄せるケースもある
- 自己中心的な判断、強引な指導になる可能性がある
- 状況判断が教職員個人に委ねられる場合もある

わいせつ行為は、多くの場合、スマートフォンやSNS等の不適切な利用がその発端となっています。

わいせつ行為等根絶に向けて、以下の行為は決して行いません。

- ・私的な電子メールやSNS(附属のメッセージ機能やソーシャルゲームを含む。以下同じ。)を使って児童生徒へ連絡すること。
- ・児童生徒との間でSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを伝え合うこと。
- ・児童生徒からのSNSのフォローリクエストや友達リクエスト等を承認すること。
- ・個人のスマートフォンや携帯電話を必要のないときに校内で持ち歩くこと。